

受 付 日	令和 4 年 11 月 22 日
件 名	なごむん商品券について
担当部課等	商工・企業誘致課
ご意見要旨	<p>商品券を直接市民に郵送するのは止めて下さい</p> <p>6 月時点の住所に発送したようだが、私は 8 月に市内から市内に転居 同時に郵便局で転送手続きも完了させた 11 月末近くなるが商品券が届かず市役所に問い合わせたら 10 月には発送済みと回答 郵送局に問い合わせたら、転送手続きが済んでいるにも関わらず、処理を怠り前住所に配達してしまったと回答 前住所は賃貸なため新たな入居者がおり、管理会社を介して現入居者に確認してもらったところ該当する郵便物など受け取っていないそうだ、と回答</p> <p>郵便局は、確実に商品券を前住所に配達したという記録があると言っています しかし、配達先の住人は受けとってもらえないと言っています 商品券は間違いなく私の前住所のポストに配達されたと思います ですが、受け取るべき私が受けとれず、別の人が私の許可なく私が受け取るはずだった商品券を使用した可能性が非常に高いです このようなことが別でも行っていると思います 商品券は現金と同じです そして、血税です 誰でも取り出せるポストにポイポイ簡単に配達させるのは止めて下さい!! 配達する人も配達先を間違えることもあると思います 当初のように引き換え券を郵送し身分証確認のもと、商品券と引き換えするシステムに戻して下さい</p> <p>血税です! 大事に大事に扱って下さい!</p>

貴重なご意見をありがとうございます。また、ご指摘いただきました標記の件について、ご不快な思いをさせたことにつきまして、お詫び申し上げます。

なごむん商品券の配送方法については、昨年度同様「ゆうパケット」により配送しております。「ゆうパケット」は、ポスト投函型の配送方法になりますが、追跡サービスにより差し出しからお届けまでの配送状況を確認することができます。

また、今年度においては、集合住宅の場合は優先的にドアポスト（玄関ドアなどに取り付ける、郵便物を受けるボックス）に投函するか、ドアポストがない部屋は鍵付きの集合ポストに投函、鍵付きのポストがない場合は、不在票を入れて受け取りをしてもらうよう対策をしております。

今回の、なごむん商品券の発送は全市民を対象としており、手渡しでの配達になる簡易書留にした場合、市民の皆さまに商品券が届くまでにかかなりの時間を要してしまうことから、上記の対策に加え商品券の使用期間のことも考慮して、配送方法を「ゆうパケット」にしました。

今後、商品券の発送を実施する場合は、これまでの実績を踏まえた上で、市民の皆さまにとってどの配送方法が良いか検討していきたいと考えております。

市の回答

令和4年12月1日

名護市長 渡具知 武豊

